

中央社会保険医療協議会等の組織構成

中央社会保険医療協議会

[総会]

○ 設置規程
社会保険医療協議会法第1条
国家行政組織法第8条
所掌事務
診療報酬に関する事項・「保険医療機関及び保険医療担当規則」に関する事項・新たな新薬や医療用具の保険適用に関する事項等について、厚生労働大臣の諮問に応じ、審議、答申するほか、自ら建議を行う。

報告

報告

○ 保険医療材料専門部会
設置規程
中央社会保険医療協議会議事規則第14条
所掌事務
保険医療材料制度改革等にかかる専門的事項を調査審議する。

○ 薬価専門部会
設置規程
中央社会保険医療協議会議事規則第14条
所掌事務
薬価制度改革等にかかる専門的事項を調査審議する。

[専門部会]

○ 診療報酬基本問題小委員会
設置規程
中央社会保険医療協議会議事規則第15条
所掌事務
中央社会保険医療協議会の所掌事務のうち、基本的な問題について、あらかじめ意見調整を行う。

○ 調査実施小委員会
設置規程
中央社会保険医療協議会議事規則第15条
所掌事務
医療経済実態調査について、あらかじめ意見調整を行う。

[小委員会]

[保険医療材料専門組織]

○ 設置規程
中央社会保険医療協議会了解事項
所掌事務
特定労働省の厚生労働省の選定における類似労働省の厚生労働省の作成する決定案に不服のある製造業者等からの意見聴取等

報告

[薬価算定組織]

○ 設置規程
中央社会保険医療協議会了解事項
所掌事務
薬価の算定における厚生労働省の行う類似薬の選定及び有用性の認定への関与、厚生労働省の作成する算定案に不服のある製造業者等からの意見聴取等

[高度先進医療専門家会議]

○ 設置規程
中央社会保険医療協議会了解事項
所掌事務
特定承認保険医療機関が行う高度先進医療に関する調査

報告

[診療報酬調査専門組織]

○ 設置規程
中央社会保険医療協議会了解事項
所掌事務
診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関する調査、検討等